

今週の活動から



5月10日、南毛利地区春季健康まつりが南毛利スポーツセンターで開催されました。ここは、以前は県の施設（県央体育センター）でした。体育館、テニスコート、グラウンドが一

箇所集約。テニスコートは市内最多の12面あります。人気が高く、予約が大変です。（上：釘丸久子議員）



文化会館での学習会で磁気ループを使いました。なかなか重いもので台車つきです。健康長寿課（前の高齢福祉課 Tel225-2222）から借りました。市には2台ありますが、各施設に置いてあるのもっと使いたいと思います。（栗山香代子議員）

5月の法律相談

5月22日（金）14時
前日迄の連絡を！

なぜ、民生委員は忙しすぎるのか 地域福祉推進委員会総会に思う

5月9日（土）、南毛利地区地域福祉推進委員会総会がありました。委員会では、ひとり暮らし高齢者へ昼食宅配、小学校での世代間交流給食会、ミニデイ、子育てサロンの他、グラウンドゴルフ教室や健康マージャン教室、シニアフェスティバルを開催するなど、多岐にわたった活動となっています。

南毛利地区は人口が3万8千人余り。高齢者施設の数も多く、委員76名のうち、45名が民生・児童委員という状況です。

総会では、民生委員の多忙さを訴える声が相次ぎました。定数を増やすか仕事を減らしてほしい、こんなに忙しいのでは次の人に頼みにくいなどなど。

役員からは「民生・児童委員は市の非常勤特別職として市の仕事を委嘱されるものであり、福祉について、地域と行政をつなぐ役割がある」との答えがありました。

社会福祉法の第4条では「地域福祉の推進」が定められています。

「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」

社会福祉法の条文は一見すればよいようにもとれますが、社会保障を

行政の責任から、地域の非専門家による読み取りが困難なことが多く、読み取ることに困難があります。社会保障費の削減へとつながるものではないかと、法律の裏にある意図を読み取らないと、とんでもないことになってしまいます。

同法第107条では、市町村に地域福祉計画を策定し公表するよう求められています。

厚木市内介護サービス事業所の地域別状況

サービスの種類 地域名	居宅介護支援 (ケアプラン作成)	自宅で受けるサービス					通って受けるサービス			
		訪問介護 (ホームヘルプ)	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリ	居宅療養管理指導	通所介護 (デイサービス)	通所リハビリ (デイケア)	短期入所生活介護 (ショートステイ)	短期入所療養介護
厚木	8	11	3	9	1	4	10			
依知	1	1		1	1	1	5		1	
睦合	11	6	1	3	1	2	13		3	
萩野	3	7		2	1	1	9	1	2	1
小鮎・緑ヶ丘	5	2		2	2	2	5	3	2	2
玉川	5	1		2	1	1	2	1	1	1
南毛利	11	9	1	3	3	2	12	3	1	2
相川	4	2					5		1	1
合計	48	39	5	22	10	13	61	8	11	7

とつながり、地域の非専門家への福祉の押し付けになることへの懸念もあります。

これは社会福祉法だけではありません。これから国会で審議されるであろう戦争立法でも、限定的だと言いつつ、政権の意図によって何でも解釈・運用できることになってしまいます。

平和で福祉に重きを置いた行政をさせるために、また、今を戦争前夜にしないためにも、政治に関心をもち、働きかけていくことが重要になっていきます。